

水産海洋技術センター有明海研究所
樹木剪定及び除草業務委託契約書（案）

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所（以下「委託者」という。）と●●●●（以下「受託者」という。）とは、別紙仕様書（以下、「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（目 的）

第 1 条 委託者は、水産海洋技術センター有明海研究所樹木剪定及び除草業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

（委託期間）

第 2 条 業務の委託期間は、令和 7 年 5 月●日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金●●●●円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●●円）

2 受託者は、第 7 条第 1 項の規定による履行確認を受けたときは、請求書を委託者に提出し、委託者は請求書を受理した日から 3 0 日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、福岡県財務規則第 1 7 0 条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（業務の実施）

第 5 条 受託者は、仕様書に基づき業務を行うこととし、業務の実施にあたっては委託者と協議のうえ、行うものとする。

（契約不適合責任）

第 6 条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損

害の賠償を請求することができる。

- 5 委託者は、業務終了時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(業務実施の確認、業務の監督)

第7条 受託者は、仕様書のとおり業務を実施後、報告書を提出し委託者の確認を受けなければならない。また、委託者はこの契約の履行のために必要があると認められるときは、受託者の業務の実施状況等について受託者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

- 2 受託者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(事情変更による委託料の変更)

第10条 委託者又は受託者は、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

(負担区分)

第11条 受託者が業務上使用する電気・水道等の料金は、委託者の負担とし、その他樹木剪定・除草時に使用する機器・用具類等は受託者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 受託者は、業務実施にあたり、委託者の責めに帰することができない理由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損

害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。

二 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

三 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 第9条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

九 第9条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外

に使用したとき。

十 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

- 3 前二項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 前二条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第16条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第17条 受託者は、仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(遅滞損害金)

第19条 受託者は、受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年2.5パーセントに相当する額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(暴力団排除)

第20条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している

とき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

（秘密保持）

第21条 受託者は、業務の遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第22条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（紛争の解決）

第23条 この契約において、紛争が生じたときは、福岡県庁所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

（協議）

第24条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者で協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 5 月 ● 日

委託者	柳川市吉富町 7 2 8 - 5
	福岡県水産海洋技術センター有明海研究所
	所 長 藤 井 直 幹

受託者